

令和6年1月16日

実習実施者
監理団体 各位

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課
厚生労働省海外人材育成担当参事官室
外国人技能実習機構

令和6年能登半島地震で被災した外国人に係る資格外活動許可の
取扱いについて

標記地震の影響で広域に渡って多大なる被害が発生しているところ、出入国在留管理庁において、令和6年6月30日までの間、同地震に起因して、一定の期間、本来活動に従事することが困難であり、当該期間経過後、所属機関での活動を再開することが見込まれる、技能実習生を含む就労の在留資格を有する外国人に対し、資格外活動許可を付与する特例措置を開始しました。

本取扱いの詳細については、入管庁HPに掲載されておりますので、ご確認いただくとともに、本取扱いに係る具体的な手続については、最寄りの地方出入国在留管理官署へお問い合わせください。

なお、本取扱いに基づき、資格外活動を行ったことで、技能実習の終期が変更となった場合、通常であれば中断後の再開のための手続が必要となるところ、変更となる期間が3月を超えない場合は、特例的に技能実習計画の変更認定の申請、技能実習計画軽微変更届出書の提出及び技能実習実施困難時届出書の提出は不要としますので、御留意願います。

添付物

案内用リーフレット

令和6年能登半島地震の影響を受けて本来活動に従事することができない外国人の方へ資格外活動許可を付与する特例措置を実施しています

【特例措置の対象者】

次のいずれにも該当する方が対象となります。

① 今回の地震に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける市町村に住居地を有し就労の在留資格を有する方

② 一定の期間、今回の地震に起因して本来活動に従事することが困難であり、当該期間経過後、所属機関での活動を再開することが見込まれる方

※ 「一定の期間」とは、3か月を超えない範囲を言います。

【資格外活動許可の内容】

1日について8時間以内の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動

【資格外活動許可の期限】

許可期限は、許可日から3か月となります。

ただし、許可期限が令和6年6月30日を超える場合は、同日が期限となります。

本特例措置の詳細については、出入国在留管理庁ホームページ

(https://www.moj.go.jp/isa/10_00182.html) をご覧ください

い。

